

ID: 104

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	敷地又は敷地以外の土地で二以上のものの一団地の建築物の特例許可		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第86条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第86条 3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項、第7項及び次条第8項において同じ。）内において建築等をする1又は2以上の建築物について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該1又は2以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該1又は2以上の建築物に対する特例対象規定(第59条の2第1項を除く。)の適用について、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該1又は2以上の建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日